理事会承認事項

令和３年度事業計画

Ⅰ　活動基本方針

新公益法人制度下、平成 24 年 4 月 1 日より「公益法人」として再発足し、平成 27 年度より事務一元化を図るため地区会を廃止した新しいルールのもとでの組織運営・事業活動はほぼ定着したものと捉えることができる。

ところが昨年１月を境にコロナ禍が全世界を巻き込み、これまで常識とされていた日常を大きく変えざるを得ない状況となった。

令和３年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながらの活動となるが、あらためて「法人会の理念」である「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として積極的に各種事業活動に取組んでいくことを基本方針とする。

また、こうした活動を一層充実したものにするためにも組織・財政基盤の確保、充実が必要になることから、引き続き基盤強化のための活動を展開していくとともに、会員相互の交流を一層深め協力体制の確立を図りつつ、以下に掲げる諸施策に取り組む方針である。

Ⅱ　主な事業計画

１　税を巡る諸環境の整備・改善等を図るための事業

（１）税に関する研修・セミナー事業

税知識の一層の普及啓発に努めることとし、会員を含めた一般市民を対象に、税務に係る幅広い知識の普及や経営財政を取り巻く諸問題の改善を目的とした研修会やセミナーを開催する。研修教材についても、有効なものを選定して提供する。

（２）租税教育事業

次世代を担う児童・生徒に税の仕組み等を理解してもらうため、租税教育の充実に努める。十日町税務署管内の小中学校を対象に、青年部会による「租税教室」、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」を積極的に推進する。併せて、これに資するため租税教育資材等を全法連等と連携して配布する。

また、全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が主催し、全国法人会総連合も後援する中学生の「税についての作文」事業については、十日町市租税教育推進協議会並びに津南町租税教育推進協議会の会員として協力し、税知識の普及啓蒙活動に取り組む。

（３）税の広報事業

改正税法や税務申告の情報に対する早期周知、及び「e-Tax」の普及に資するため、ＰＲ活動を行う。

このため、ホームページや広報誌に、必要情報を掲載することや広報誌を公共施設等に配置すること等で、多くの住民に税務情報を周知する。

また、イベント会場で、税に関するクイズ、税制のチラシ等の配布を税務署並びに税務関係団体連絡協議会と連携し、市民から税に関心を持ってもらうための事業も実施する。

（４）税の調査研究（支援を含む）及び社会への提言事業

このコロナ禍、我が国経済も大きな窮地に立たされ、地域経済と雇用を担う中小企業が活性化しなければ日本経済の真の再生はなく、そのための地方創生戦略と絡めた税制の整備は重要且つ喫緊の課題といえる。

また、財政再建と持続可能な社会保障制度を構築するための社会保障と税の一体改革に本腰を入れて取り組むことが求められている。

これを踏まえ、地域の担い手である中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとして将来を展望した建設的な提言を行っていく。

この事業として、法人各社へ税に対するアンケートを実施し、その意見・要望をもとに、税制改正要望をとりまとめて国会、行政、地方議会、関係官庁に向けて提言を実施していく。

（５）企業の税務コンプライアンスの向上施策

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要であることから、国税当局等と協力し、企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組む。

２　地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業

（１）講演会・セミナーの開催事業

このコロナ禍だからこそ、地域社会の活性化等を目的に、会員や市民を対象に政治経済情報、健康情報、福祉的情報等の講演会や実務セミナーを開催する。

行政関係者、経営実務コンサルタント及び文化人など広範囲な分野の専門家の中から講師を選定する。

また、インターネットセミナー（オンデマンド）を引き続き配信し、会員企業での各種研修会等で役立てていただく。

（２）社会貢献活動として、地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業

活動の軸足を税に置きつつ、さらに広く地域社会に貢献するための活動に取組む。会員より未使用のままタンス等に保管してあるタオル等を寄付していただき、福祉・介護施設等の現場で利用してもらうことや、各地域において花の苗等を配布し花いっぱい運動や清掃活動に取り組むことで、福祉問題や環境問題の改善に役立てる。

３　会組織の充実、全国各地の法人会との連携強化、会員支援のための親睦・交流に関する事業及び会員のための福利厚生事業

（１）組織の強化・充実

法人会活動の充実・存続・発展させるためには、組織基盤の強化が重要であることから、昨年以上の会員確保を目指す諸施策を実施する。

「会員増強月間」を９月～１１月の３ヶ月間とし、組織委員、理事など役員が率先して新規加入の推進を行うとともに、全法連、県連及び税理士会等との連携により効果的な対応策を展開する。

（２）福利厚生事業

会員企業の福利厚生に資するため、また法人会の財政基盤の安定を図るため、福利厚生制度収入確保のための活動に努める。

福利厚生制度創設50周年キャンペーン❝想いをつないで50年「会員企業を守りたい」❞に協力し、会員企業を守るための福利厚生制度の拡大と手数料収入の増加を目指した推進を行うこととする。

（３）会員支援のための親睦・交流等に関する事業

会員支援のために、異業種交流の一環として、会員間の情報交換や相互の親睦事業を行うほか、親睦ゴルフ大会及びバスハイキングを実施する。

また、会員企業の経理業務に永年の功労があった者に対し、十日町法人会長名によって優良経理担当職員の表彰を行う。

（４）青年・女性部会の充実

①青年部会の活動の大きな柱である「租税教育活動」及び「部会員増強運動」については、引き続き積極的な展開を図る。

また、青年部会員を対象として実施するアンケート調査システムの普及・活用に努める。さらに全法連青連協が進める、財政健全化のための健康プロジェクト推進に協力する。

②女性部会のあり方（指針）に沿って、部会員の資質向上と法人会活動の充実・活性化に努める。また、税の啓発活動として小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」や会員より未使用タオルの寄付を募集し福祉施設への寄贈などの社会貢献活動を積極的に進める。

また、今年度 11 月 16 日に延期開催が決定した「第１５回法人会全国女性フォーラム新潟大会」に向け、積極的に準備活動を行う。

Ⅲ　管理関係

公益社団法人としての組織運営体制を確立するため、法律で定められた運営方法にのっとり諸会議を開催し、所要の体制整備を行う。

また、事務局員が全法連・局連・県連のセミナーに積極的に参加し、職員の資質の向上を図るとともに、事務局の基盤強化を図る。

Ⅳ　その他、本会において実施することが必要と認める事業を行う。

税の調査研究及び社会への提言事業に資するため、「全国大会」「税制セミナー」への参加、及び青年部会・女性部会の充実に資するため「青年の集い」「女性フォーラム」「局連青年部会合同セミナー」「局連女性部会合同セミナー」等に参加するほか、県連独自の「青年部会合同セミナー」「女性部会合同セミナー」等へ参加する。